

21—00 P U D T

方式違反の調査要領

1. 基本的考え方

本案審理の前には、審判請求の方式が適法か否かを審理しなければならない。

審判事件（特許の前置審査に係るものを除く）、特許（商標登録）異議の申立て、判定事件の方式についての権限は、審判長にあり（特 § 133）、この権限の下、審判書記官による方式調査、合議体による審理がされる。

なお、特許の前置審査に係る審判事件の方式についての権限は、特許庁長官にある。

方式についての審理に当たっては、審判請求書、特許（商標登録）異議申立書、判定請求書が、特 § 131①、特 § 115①、実 § 38①、意 § 52、商 § 43 の 4①、§ 56①、§ 68④に規定する形式的記載要件を具備しているか否かを調査する。調査項目は以下のとおりであり、その際に職権調査（→36—01 の 3.）事項である請求要件その他についても調査を行う。

「請求の趣旨及びその理由」も方式要件（特 § 131①三）であり、これが適切でない、本案審理に支障を生じることがあるので、十分確認する。

2. 当事者系審判

(1) 審判請求の方式（特 § 131①、実 § 38①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）

請求人、被請求人、法人又は法人でない社団などにあつては代表者（請求人のみ。ただし、代理人による手続の場合は記載不要。）、法定代理人（→23—01）、委任による代理人（→23—02）、審判事件の表示、請求の趣旨及び理由などの記載、請求の対象物（産業財産権）の確定（特許番号、登録番号）、手数料の納付（特許印紙貼付など）があるか、など

(2) 理由と証拠との関係

理由と証拠との関係（特 131②）が適切に記載されているか。

(3) 当事者の確認

実在するか、真実の当事者と一致するか、委任状、登録原簿などとの照合

- (4) 手続をする能力（→22—01 の 6.）の有無（特 § 6～8）
- (5) 代理権の有無及びその範囲（特 § 7～14（ § 10 を除く）、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）
- (6) 当事者適格の有無（→22—01 の 7.）、必要的共同審判（→22—03）請求であるか（特 § 132②、③及び④、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）
- (7) 請求が法定期間内にされているか（特 § 126、 § 173①、②、④、実 § 45、意 § 58 ①、商 § 47、 § 52、 § 53③、 § 53 の 3、 § 61）
- (8) 必要添付書類（→21—01）の有無、副本が被請求人の数に審理用の 1 通を加えた数だけあるか、特に訂正審判、無効審判における訂正した明細書及び特許請求の範囲の双方の全文（全文訂正明細書等）又は図面の有無（特 § 131④）
- (9) 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、証拠保全事件の番号の表示の有無（特施規 § 46②、民訴規 § 54）。

3. 査定系審判

- (1) 審判請求の方式（特 § 131①、意 § 52、商 § 56①）

請求の対象物が出願である点、被請求人が存在しない点、法人でない社団などは請求人となり得ない点を除き、上記 2. (1)と同様。

- (2) 請求人の記載と委任状、出願書類、申請人登録情報などとの照合
- (3) 代理権の有無及びその範囲（特 § 7～14（ § 10 を除く）、意 § 68②、商 § 77②）
- (4) 当事者適格の有無、「拒絶査定を受けた者」である出願人（又は、その承継人）全員が共同して審判を請求しているか（特 § 121①、 § 132③、意 § 46①、 § 47①、 § 52、商 § 44①、 § 45①、 § 56①）。
- (5) 請求が法定期間内にされているか（特 § 121、 § 173①、②、④、意 § 46、 § 47、 § 58、商 § 44、 § 45、 § 61）。
- (6) 必要添付書類（→21—01）の有無。

4. 特許（商標登録）異議の申立て

- (1) 申立書の方式（特 § 115①、商 § 43 の 4①、 § 68④）

上記 2. (1)と同様。

- (2) 代理権の有無及びその範囲（特 § 7～14（§ 10 を除く））
- (3) 申立てが、法定期間内にされているか（特 § 113①、商 § 43 の 2）
- (4) 必要添付書類（→21—01）の有無、副本が権利者の数に審理用の 1 通を加えた数だけあるかなど。

5. 判定

特 § 71③で、特 § 131 等を準用しており、上記 2. と同様。

（改訂 R2. 12）